

**鳥取県告示第200号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定により、指定試験機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定試験機関の名称

変更前 財産法人不動産適正取引推進機構

変更後 一般財団法人不動産適正取引推進機構

2 変更年月日

平成25年4月1日